

2015年3月13日

各位

第一フロンティア生命保険株式会社

～第一生命グループ～ 第一フロンティア生命
ふくおかフィナンシャルグループ傘下3行にて販売開始



第一フロンティア生命保険株式会社(社長:堤 悟、以下「第一フロンティア生命」)は、2015年3月16日より、株式会社ふくおかフィナンシャルグループ傘下3行(福岡銀行、熊本銀行、親和銀行)において、**積立利率変動型定額部分付変額終身保険(15)**「**プレミアジャンプ・終身(円建)**」を販売開始いたします。

「プレミアジャンプ・終身(円建)」の主な特徴

この保険は、第1保険期間で一時払保険料を定額部分と変額部分に分けて運用し、第2保険期間に移行することで、一生涯にわたる保障を確保するしくみの保険料一時払方式の変額終身保険です。

特徴1. 第1保険期間満了日に一時払保険料(基本保険金額)の100%を最低保証します。

●定額部分で一時払保険料(基本保険金額)の100%を最低保証しつつ、変額部分で定額部分にプラスαした運用成果が期待できます。

(1)定額部分について

責任開始日(第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日)における積立利率を適用し、第1保険期間満了日末の積立金額が、基本保険金額と同額となる部分をいいます。

(2)変額部分について

特別勘定で運用し、その運用実績により積立金額が増減する部分をいいます。

特徴2. 第2保険期間への移行を選んだ場合、以後の一生涯保障が確保されます。

●第1保険期間満了日に、「積立金額の一括受取」「積立金額を原資とした年金受取」「第2保険期間への移行」のいずれかを選択いただけます。

●第2保険期間への移行を選んだ場合、移行日および更新日の積立利率に応じて、より高い死亡保障を確保します。

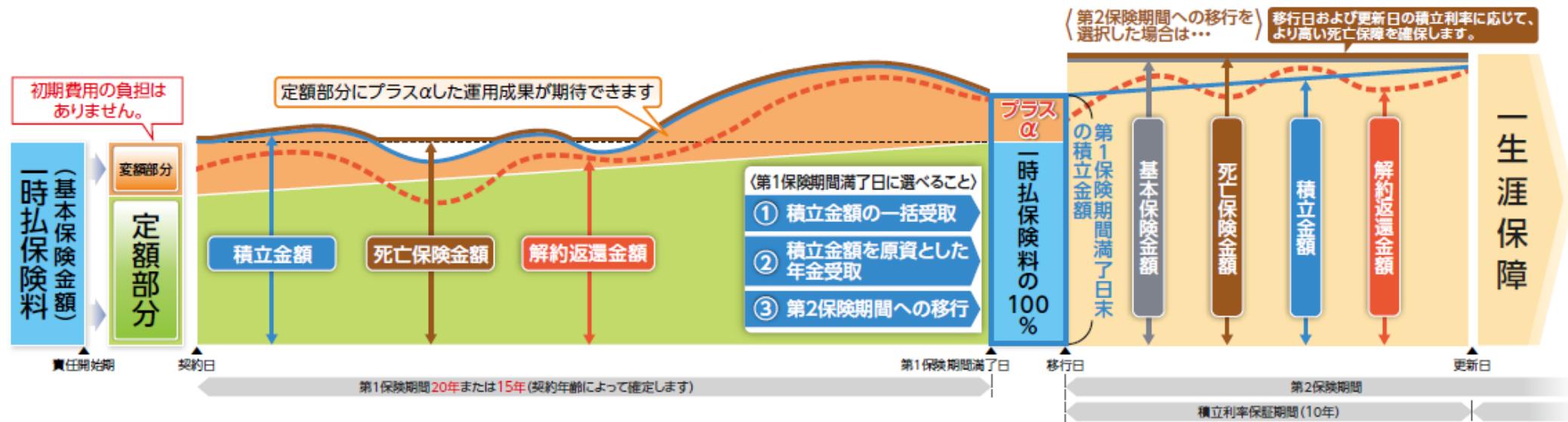
(注)この場合、解約返還金額は、「第1保険期間満了日末の積立金額」を下回ることがあります。

※詳細は、次ページ以降をご参照ください。

第一フロンティア生命は、今後も第一生命の伝統や理念を受け継ぎつつ、常にフロンティア・スピリット溢れる創造的な生命保険会社として、第一生命グループの総合力を最大限に生かし、お客様のニーズに対応した商品・サービスをタイムリーに提供してまいります。

以上

【しきみ図(イメージ)】



* 契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料のうち変額部分に充当する金額を特別勘定に繰り入れる日となります。「第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日から起算して8日後となる日」または「承諾日」のいずれか遅い日末に繰り入れます。

* 上記しきみ図はイメージを表したもので、将来の死亡保険金額、積立金額および解約返還金額などを保証するものではありません。

【主なお取扱いについて】

基本保険金額 (一時払保険料)	200万円以上5億円以下(1万円単位) * 同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の終身保険に加入されている場合、基本保険金額は通算して5億円を超えることはできません。 * 目標値を設定している場合には、「基本保険金額×目標値」の金額で判定します。
契約年齢 (第1保険期間)	0歳～75歳(第1保険期間20年) 76歳～87歳(第1保険期間15年) * 契約日における被保険者の満年齢です。 * なお、ご契約時の金利情勢などによってはお取扱いできない期間があります。
第2保険期間中の 積立利率保証期間	10年(10年ごとに積立利率を更新します) ただし、第2保険期間移行日または積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が96歳以上となる場合は、その日を最終の更新日として、以後更新せず終身となります。
付加できる特約	<ul style="list-style-type: none"> • 目標値到達時定額終身保険移行特約 • 年金支払移行特約 • 死亡給付金等の年金払特約
諸費用	<p>この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります。</p> <p>■すべてのご契約者に負担していただく費用</p> <p>①第1保険期間中の定額部分および第2保険期間中の費用</p> <p>直接負担していただく費用ではなく、積立利率の計算にあたって、死亡保険金の支払いおよびご契約の締結・維持など(第2保険期間中は、ご契約の維持など)に必要な費用をあらかじめ差し引いております。</p> <p>第2保険期間中の積立金からは、死亡保険金を支払うための費用を控除します。</p> <p>*上記の費用は、第2保険期間移行日の年齢、性別、経過期間などによって異なるため、これらの計算方法は表示しておりません。</p> <p>②第1保険期間中の変額部分のみにかかる費用</p> <ul style="list-style-type: none"> • 保険契約関係費:特別勘定の資産総額に対して年率2.35% • 資産運用関係費※:信託報酬は、投資信託の純資産総額に対して年率0.20%(税抜き) <p>※上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券・金融派生商品の取引にかかる費用および消費税などを間接的に負担していただきます。なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率が変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は2015年2月現在の数値であり、運用会社により将来変更される場合があります。</p> <p>■特定のご契約者に負担していただく費用</p> <ul style="list-style-type: none"> • 解約控除:第1保険期間の年数に応じて、基本保険金額に経過年数別の解約控除率(6.5%～0.2%)を乗じた金額 <p>*定額移行日以後に解約した場合、解約控除はかかりません。</p> <p>□「目標値到達時定額終身保険移行特約」を付加し、定額の終身保険に移行する場合、移行後基本保険金額は、保険契約の維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用を控除する前提で算出されます。</p> <p>*上記の費用は、定額移行日の年齢、性別、経過期間などによって異なるため、これらの計算方法は表示しておりません。</p> <p>□「年金支払移行特約」および「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合、年金受取期間中の毎年の特約年金支払日に、以下の費用を負担していただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 保険契約関係費(年金管理費)※:受取特約年金額に対して0.35% <p>※特約年金額は、特約年金支払開始日以後、特約年金の支払いとともに費用を控除する前提で算出されますので、費用が特約年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2015年2月現在の数値であり、将来変更することがありますが、特約年金受取開始時点の保険契約関係費(年金管理費)は、年金受取期間を通じて適用されます。</p>
クーリング・オフ	この商品はクーリング・オフ制度の対象です。

【第1保険期間の変額部分の投資リスクについて(損失が生じるおそれ)】

- この保険の第1保険期間の変額部分の積立金は、特別勘定で運用・管理されます。特別勘定は、米国および新興国の株式、商品(コモディティ)、米国および豪州の債券などで実質的に運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動などが基準価額の下落要因となります。
- 基準価額の下落は直接、積立金額、解約返還金額などに反映されるため、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。これらのリスクはすべてご契約者に帰属します。資産運用の成果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、第一フロンティア生命または生命保険募集人などの第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。
- なお、特別勘定に属する資産の種類、評価方法、運用方針については「契約概要」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」に記載しておりますので、必ずお読みいただき内容を十分にご確認ください。

【解約・減額する場合のリスクについて(損失が生じるおそれ)】

第1保険期間の定額部分や第2保険期間について市場価格調整(※)を行うこと、第1保険期間の変額部分について投資リスクがあること、第1保険期間の解約または減額の際に解約控除がかかりことなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

(※)市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことといいます。

具体的には、解約などの際、ご契約時などより市場金利が上昇した場合は解約返還金額が減少し、逆に低下した場合は解約返還金額が増加することがあります。

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

このニュースリリースは保険募集を目的としたものではありません。詳細につきましては「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット」などを必ずお読みください。

(登)B14F0358(2015.2.20)